

2019年7月1日

アップリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社
社長 前田英広

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、2018年4月18日に公正取引委員会による立入検査を受け、その後、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、当社は、同委員会から、独占禁止法第20条第2項に基づく排除措置命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態になりましたことを厳粛に受けとめ、再発防止に努めてまいりますとともに、消費者の皆様、お取引先様並びに関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申しあげます。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、遅くとも2016年5月頃以降、自ら又は取引先卸売業者様を通じて、小売業者様に対し当社の定める「提案売価」で当社商品を販売するよう要請し、当該要請にもかかわらず「提案売価」を下回る価格で販売する小売業者様に対して当社商品の出荷を停止するなどの行為を行い、それが独占禁止法第2条第9項第4号イ及びロに該当し、同法第19条（不公正な取引方法）の規定に違反するものとして、公正取引委員会より独占禁止法第20条第2項に基づく排除命令を受けました。

2. 今後の対応

当社は、これまで、公正取引委員会の立入検査後、社外の法律事務所の協力を得て社内調査を実施するとともに、行動指針の見直しやコンプライアンス研修を実施するなど、再発防止に取り組んできましたが、この度の命令を厳粛に受け止め、独占禁止法を含む法令遵守の為の教育の更なる徹底と監査体制の一層の強化を図り、更なる再発防止に努め、全社をあげて信頼の回復に努めてまいります。

以上